各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・関係指定都市消防長

消防庁消防課長

消防団が実施する地域安全活動について(通知)

平成16年11月8日付けで発出された警察庁生活安全局長通達「犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化の推進について」(警察庁丙生企発第64号。以下「通達」という。)において、警察と消防との連携に関して、「消防は、地域における災害予防等の活動を行っており、中でも地域に根ざした活動を行う消防団については、その活動の過程において防犯活動への協力を求めることが可能であり、警察と消防団との間で協定を取り交わすなどの例もみられるところであるので、更に積極的な連携・協力に取り組むこと。なお、消防の任務等については消防組織法(昭和22年法律第226号)により定められており、消防との連携に当たっては法令上一定の制約があることを認識するとともに、ボランティアとしての協力等幅広い観点からの連携方策を検討するものとする。」とされています。

このうち、消防団に対して、「その活動の過程において防犯活動への協力を求めることが可能」との表現は、特に誤解を与える可能性が高いと考えています。また、通達を受けて、各都道府県警察や地元警察署から消防団に対して、防犯活動への協力を求められることが考えられますが、消防団が協力できる防犯活動には法令上の制約があることから、下記事項に留意の上、各都道府県においては、貴都道府県内市町村、消防団長及び消防協会等に、東京消防庁及び関係指定都市消防局においては、貴管内消防団長にそれぞれその旨を速やかに周知いただくようお願いします。

なお、消防団が実施する地域安全活動における見解(平成16年2月13日付け消防消第35号)については、平成16年2月17日付け事務連絡等において貴都道府県に周知しているとおりであり、この見解にはいささかの変更もありません。改めて別添のとおり送付しますので、併せて周知いただき、見解の周知徹底をいただくようよろしくお願いします。

記

1 消防の任務については、消防組織法第1条に定めるとおりであり、防犯パトロール及び防犯広報活動等の防犯対策並びに交通事故防止に係る広報啓発活動等の交通事故防止対策については、消防団の業務ではないこと。したがって、通達における「地域に根ざした活動を行う消防団については、その活動の過程において防犯活動への協力を求めることが可能」との表現は、誤解を与える可能性が高いものであること。

- 2 消防団が警察からの協力要請を受けて地域安全活動を実施する際には、警察との間に協定を結ばなくても同活動を実施することは可能と考えているが、仮に協定を結ぶ場合であっても、その規定内容としては、火災予防など消防機関の活動の一環として行う活動及びその本来の業務に付随して行う活動に限られ、その範囲を超える活動について規定することはできないこと。
- 3 消防団の業務の範囲を超える活動について、協力を行う場合には、あくまで個々の団員の自主的判断によることとし、消防団の組織として行うことはできないこと。なお、個人の自主的判断により協力する場合にあっては、団員による公権力の行使が認められないことはもとより、団員への公務災害補償も適用されず、制服の着用も認められないことに留意すること。

各都道府県消防防災主管課 消 防 団 事 務 担 当 者 殿

消防庁消防課消防団係長

消防団が実施する地域安全活動に係る取扱いについて

消防団は、「自らの地域は自らが守る」という精神に基づく、地域住民を中心とした組織であり、地域防災体制の要として地域密着性、要員動員力及び即時対応力の特性を発揮し、地域の安全確保のための大きな役割を担っているところであります。

昨今、警察機関等からの要請により、消防団が、防犯パトロール及び防犯広報活動等の地域安全活動を実施している地域が見受けられますが、その活動の適否について、関係都道府県から照会をいただいています。

ついては、照会に対する回答(写し)について、別添のとおり参考配布します。

埼玉県環境防災部長 殿

消防庁消防課長

消防団が実施する地域安全活動について(回答)

平成16年2月12日付消3571号にて照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

- 1 警察機関等から消防団に対し、地域の防犯対策又は治安対策等に協力を要請され た場合の対応方針について御教示いただきたい。
- 答 消防団は、消防組織法第9条に基づく消防機関として位置づけられていることから、その任務は同法第1条が適用される。具体的な業務は消防力の基準第30条に規定されている範囲である。防犯パトロール及び防犯広報活動等の防犯対策並びに交通事故防止に係る広報啓発活動等の交通事故防止対策については、消防団の業務ではないと解する。

そこで、警察機関からの協力要請には次により対応されたい。

- 1 消防機関の活動の一環として、防火に関する地域パトロール又は広報活動を消防団が警察機関と合同で実施する活動は、消防団の業務として認められる。
- 2 防犯対策又は交通事故防止対策のみを実施する活動については、消防団の業務と認められないことから、協力を行う場合は、個々の団員の自主的判断によることとし、この場合、団長など上司による参加の推奨、団員による公権力の行使は行わないこと。また、消防団の業務でないので、個人の自主的判断により協力する場合も、団員への公務災害補償は適用されず、制服の着用も認められない。
- 3 消防団が火災予防の広報を行う際に、付随的に防犯・交通事故防止等に触れる ことは差し支えない。
- 2 消防組織法第24条に基づき、消防団が警察機関等と協定を結び地域安全活動を 実施することは差し支えないか。
- 答 同法第24条第1項の規定による相互協力について、同条第2項の例により、消 防機関と警察機関が協定を結ぶことは差し支えない。

ただし、協力については、それぞれの本来の目的を逸脱しない範囲内の業務について、それぞれの任務の遂行に支障を来さない限りで行う必要がある。